

生徒部関係

1. 服装・髪型等の規定（誠進コースの（１）～（５）は中高一貫の規程に準ずる）

（１）制服

制服は、本校指定のものを端正に着用すること。制服をみだりに加工、変形してはならない。違反した生徒は、規定通りに直ちに補正するか購入すること。夏服・冬服・中間服の着用については、気候や体調に応じて自ら判断・調整し、規定内で正しく着用すること。ただし、式典（入学式、始・終業式、卒業式等）や各行事においては、学校より指定された制服（正装）を着用する。※スカート丈は膝頭を基準とする。

（２）ベルト・通学靴・通学バッグ

本校指定のものとする。（通学バッグは、部活動で指定されたものは一部許可する。）

（３）靴下

従来の指定ソックス、または黒色でくるぶしを覆う丈のもの（くるぶし上以上、膝下以下のソックス）を着用すること。ワンポイント表示も認める。

（４）アンダーウェア

アンダーウェアを必ず着用すること。色は、白・黒・紺・グレー・ベージュで、無地もしくは、ワンポイントとする。ただし、ワイシャツ（ブラウス）から、はみ出ないものを着用すること。

（５）セーター・ベスト

本校指定のものとする。

（６）帽子等

帽子（ニット帽）の着用は禁止する。

（７）防寒着

登校時のみ、冬の制服の上から着用を許可する。色は黒のみとし、派手な柄、刺繍のあるものやトレーナー・パーカーは許可しない。長さは、ズボン・スカートを完全に覆わないものとする。また、従来の学校指定のもの、および部活動指定の防寒着は着用可とする。マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用は派手でないものとする。ただし、校内での着用は禁止する。タイツは黒色とし、肌が透けないものとする。

（８）頭髪

男子：端正な髪形とする。前髪は目にかからない程度とし、横髪は耳の穴より上で整えること。後ろ髪は襟に触れず、整えること。極端な髪型や不自然な髪型、パーマや染色・脱色などは禁止する。

女子：端正な髪型とする。前髪は目にかからない程度とし、後ろ髪は両肩のラインより長いものはヘアゴム（黒・紺・茶）で束ねる。髪を留める場合は、ヘアピン（黒・紺・茶）を使用する。極端な髪型や不自然な髪型、パーマや染色・脱色などは禁止する。

(9) 眉

極端な眉ぞりは禁止とし、整える程度は可とする。

(10) 化粧・装飾品

化粧は禁止する。ネックレスやピアス（穴あけも含む）・指輪・カラーコンタクトレンズ等、学校生活上必要でない装飾品は身に着けない、または持参しないこと。

(11) 爪

爪は清潔に切りそろえること。ネイルや爪の加工は禁止する。

2. バイクの免許取得について

(1) バイク免許取得については、次のとおりとする。

- ① 自動二輪車は禁止とする。（無期停学または退学）
- ② 原付は願い出により、免許取得講習会受講（保護者同席）を義務付けて許可する。

《許可手続き》

- (1) 学級担任は願い出があった場合、保護者と協議の上、その意志を確認して「運転免許取得許可願」を生徒部へ提出する。
- (2) 生徒部では許可願を5月と12月にまとめ、免許取得講習会（保護者同席）を開催する。
- (3) 免許取得許可は、保護者同席で免許取得講習会を受講し誓約書を提出した者に限る。
- (4) 原付免許取得時期は、学校休業日に限る。
- (5) 免許を取得したときは取得届を1週間以内に生徒部へ提出する。

(2) バイク通学

① 許可基準

バイク通学は原則として禁止するが、通学距離が8km（直線距離）以上の者で、特別な事情がある場合にのみ、50cc以下の原付バイクによる通学を許可することがある。

② 許可条件

- ア. 道路交通法違反および、有期停学以上の処分・懲戒指導を受けた後、3か月以上経過していること
- イ. 過去1年間の遅刻の回数が5回以内であること
- ウ. 改造・変形したバイクでないこと
- エ. 学校の免許取得講習会を受講して原付免許を取得していること

- オ. 免許取得後1か月以上経過していること
- カ. 任意保険(傷害保険等)に加入していること

③ 懲戒および処置

次の場合については、訓戒以上の懲戒を行い、更にバイク通学を3か月または、6か月間停止する。

- ア. 道路交通法違反をした場合
- イ. 誓約事項違反等について、再三の指導にもかかわらず、これに従わなかった場合
- ウ. 有期停学以上の懲戒指導を受けた場合

(3) 運転免許取得についての規則と違反者に対する処置

① 運転規制

- ア. 法令遵守、安全運転
- イ. ヘルメット着用、2人乗り禁止
- ウ. 車の貸借禁止
- エ. 違反、事故の届出
- オ. 暴走行為・共同危険行為の厳禁

② 違反の処置

- | | |
|------------------------|-----------|
| ア. 無許可で原付免許を取得した場合 | 訓戒 |
| イ. 原付免許を学校休業日以外に取得した場合 | 訓戒 |
| ウ. ヘルメット無着用 | 訓戒 |
| エ. 無許可で普通車の免許を取得した場合 | 停学5日以上 |
| オ. バイク、普通車による無許可通学 | 停学5日以上 |
| カ. バイクに2人乗りした場合 | 停学5日以上 |
| キ. 原付免許を超えて取得した場合 | 無期停学または退学 |
| ク. スピード違反 | 懲戒規程による |
| ケ. 暴走運転・共同危険行為 | 無期停学または退学 |
| コ. その他、この規定に違反した場合 | 別途審議 |

③ 安全教育

安全教育を受けるように指示された場合、受けることを義務付ける。

3. 自転車通学について

- (1) 自転車通学は、全生徒に許可する。
- (2) 自転車通学を希望する者は、所定の許可願(希望者には担任より配布)を提出すること。
※所定の位置にステッカー(有料200円)を貼る。
- (3) 雨天時には必ず雨具を着用すること。(傘さし運転厳禁)
- (4) もしもの事故に備えて、必ず自転車保険に加入しておくこと。
※福岡県は条例により加入が義務化されています。
- (5) 交通事故の被害を軽減するため、ヘルメットを必ず着用すること。

4. 携帯電話・スマートフォン校内持ち込み規定

(1) 規定事項

- ① 校内では電源を切り、使用は禁止とし、各自管理する。
- ② 学校滞在時間中の家庭からの緊急連絡は学校に連絡し、携帯電話・スマートフォンへの連絡は行わない。
- ③ 破損、紛失等はすべて自己責任とし、学校は一切の責任を負わない。
- ④ 携帯電話・スマートフォンに関わる規定を遵守し、違反した場合は学校の指導に従う。
- ⑤ 校内での写真および動画撮影・誹謗中傷の書き込み等のいじめと思われる行為がSNSなどで確認された場合、懲戒の対象とする。
- ⑥ その他、不測の事態が生じた場合は、警察等の関係機関と連携し対処する。

(2) 携帯電話・スマートフォン校内持ち込み規定違反者への指導について

《校内での指導》

- ① 1回目・・・担任より嚴重注意および指導（放課後指導1日間）
- ② 2回目・・・担任・科長より嚴重注意および指導（放課後指導3日間）
- ③ 3回目・・・保護者呼び出しの上、担任・科長・生徒部より嚴重注意（放課後指導5日間）
- ④ 4回目以降・・・生徒指導部で検討し懲戒処分（謹慎）とする。

※電源の切り忘れによる着信発覚も使用した場合と同様の指導とする。

※指導に従わない場合は直ちに3回目を適用、または懲戒処分（謹慎、指導）とする。

《校外での指導》

社会的マナー・交通規則に反する使用を確認した場合はその場で注意する。

- ① 「歩き携帯・スマホ」「自転車を運転しながらの携帯・スマホ」の使用など社会の公序良俗に反する行為。
- ② 公共の場（電車内、バス内、飲食店、コンビニ等）での社会的マナーを逸脱した使用など。

5. 決意書の提出について

決意書の趣旨：生徒の健全な心の育成を図るために、決意書による指導を行い、生徒心得違反の減少に努める。

(1) 決意書が必要な違反項目は、下記のとおりとします。

ボタンはずし、シャツ/セーター出し(制服の下から)、腰パン/スカート丈、リボン/ネクタイゆるめ、化粧、眉剃、毛抜き、靴のかかと踏み、指定外靴、指定外バック、指定外ソックス、指定外男女ベルト、頭髪の染色/脱色/パーマ、ピアス、アクセサリーなど

(2) 決意書枚数による指導内容は次のとおりとします。

- ① 決意書3枚目・・・保護者同伴による指導および誓約書の提出
- ② 決意書4枚目・・・出席停止3日
- ③ 決意書5枚目・・・出席停止5日
- ④ 決意書6枚目・・・慎重審議（処置については学校長が決定）

※「生徒心得」については本校ホームページにも掲載しています。